

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則等の一部改正について

改正理由：再生可能エネルギーの需要が加速する中、環境と景観への配慮の両立を目指し、金沢市景観計画に太陽光発電設備等の設置に係る基準を設けるとともに、当該計画における届出対象行為を整理等することに伴い規則を改正します。

1. 太陽光発電設備等の届出対象行為の範囲の整理について

【①建築物における届出対象行為について】
区域に応じ、届出対象範囲を整理します。

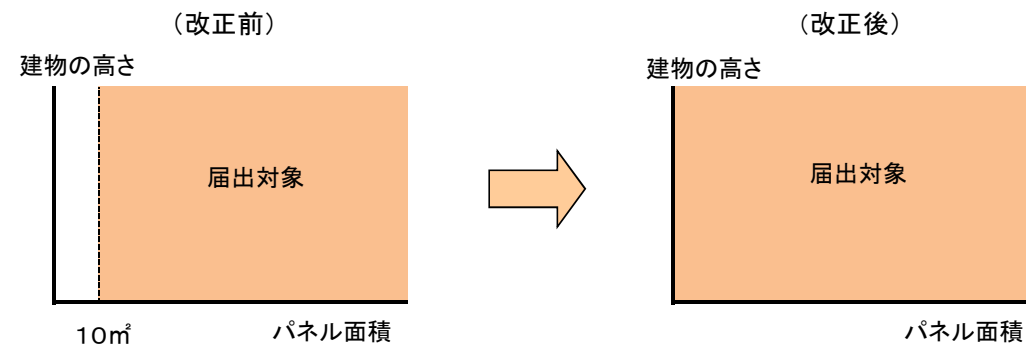
【②工作物における届出対象行為について】
太陽光発電設備等を届出対象範囲に追加します。

届出等対象行為の範囲の解説

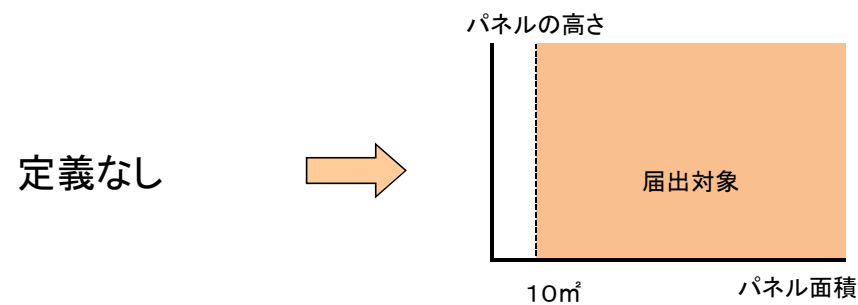
(1) 景観形成区域

(建築物に設置されるものすべて対象とし、
地上に設置される小規模なものを除く)

①建築物に設置する場合 → ☆すべてを対象



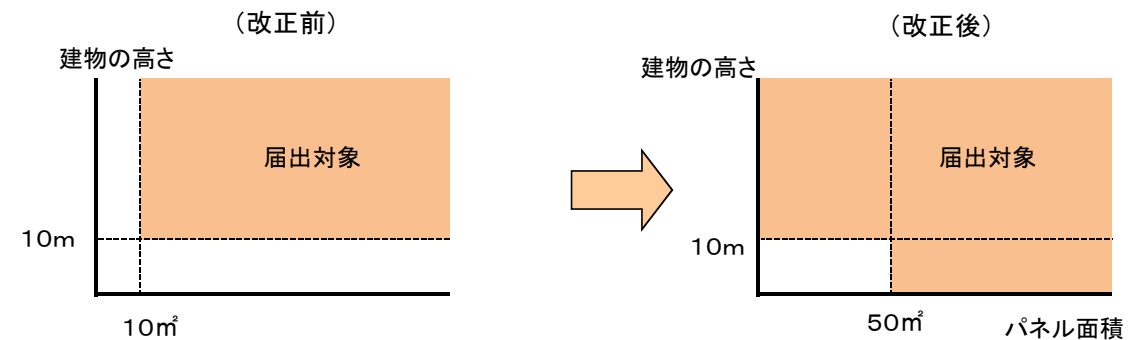
②工作物（地上に設置する場合など） → ☆パネル面積の合計が10㎡以下を除く



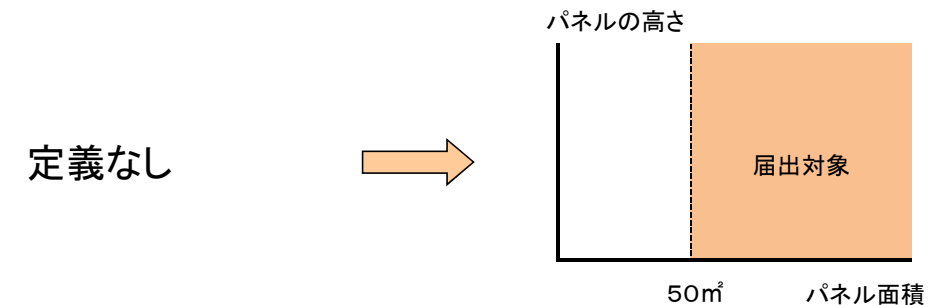
(2) 景観形成区域以外

(戸建住宅に設置される規模程度のものを除く)

①建築物に設置する場合 → ☆高さ10m以下の建築物に設置するもので
パネル面積の合計が50㎡以下のものを除く



②工作物（地上に設置する場合など） → ☆パネル面積の合計が50㎡以下を除く



2. 工作物の届出対象となる行為の整理について

- ・工作物の届出を要しない行為において、太陽光発電設備等の対象行為と統一します。

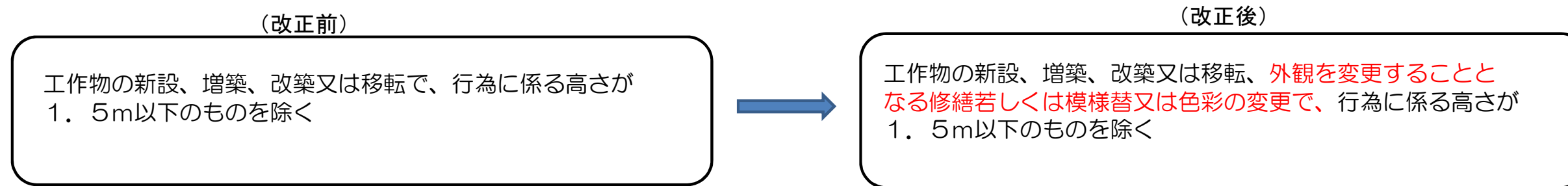
届出対象行為の解説

【太陽光発電設備等の工作物における届出を要しない対象行為】

「工作物の新設、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」

【工作物における届出を要しない対象行為（現行）】

「工作物の新設、増築、改築又は移転」 → **太陽光発電設備等の対象行為と統一します。**



景観計画及び施行規則変更スケジュール

事業区分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
景観計画・景観形成基準の変更						●10/1(告示予定)	●11/1(効力発生)	
審議会		●5/18計画部会 ●5/24景観審議会 ●5/30都市計画審議会			●8/22計画部会 ●8/29景観審議会			
パブリックコメント			パブリックコメント実施(1ヶ月間)					
広報・周知活動			●事業者意見交換会	●事業者意見交換会		事業者説明会(届出様式等)		
規則の改正				●8/22例規審査会 パブリックコメント実施(1ヶ月間)		●10/1(公布・施行予定)	●11/1(効力発生)	

※景観法の行為の着手の制限に基づき、平成23年11月1日以後に着手する行為について適用します。

景観条例と関連条例の太陽光発電設備等の届出について

景観条例（規則）の一部改正に伴い、関連条例（規則）においても太陽光発電設備等の設置に係る届出対象行為の範囲を整理します。

景観条例(規則)	届出対象となる行為		備考
	景観形成区域	景観形成区域以外	
景観条例(規則)	建築物：すべて 工作物：パネル面積が10㎡を超えるもの	建築物：高さ10m、パネル面積50㎡を超えるもの 工作物：パネル面積が50㎡を超えるもの	
こまちなみ保存条例(規則)	建築物：すべて 工作物：パネル面積が10㎡を超えるもの ※届出不要(景観条例の届出を併用)	/	対象区域は全て景観形成区域内
寺社風景保全条例(規則)	建築物：すべて 工作物：パネル面積が10㎡を超えるもの ※届出不要(景観条例の届出を併用)	/	対象区域は全て景観形成区域内
斜面緑地保全条例(規則)	建築物：すべて 工作物：パネル面積が10㎡を超えるもの ※届出不要(景観条例の届出を併用)	/	対象区域は全て景観形成区域内
用水保全条例(規則)	建築物：すべて 工作物：パネル面積が10㎡を超えるもの ※届出不要(景観条例の届出を併用)	建築物：すべて 工作物：パネル面積が10㎡を超えるもの ※一部届出必要	景観形成区域以外では、 景観条例の届出対象と異なる
沿道景観条例(規則)	建築物：すべて 工作物：パネル面積が10㎡を超えるもの ※届出必要(重複する資料は併用可)		景観形成区域以外では、 景観条例の届出対象と異なる